

発行 株式会社ラベルバンク
大阪市淀川区西中島5-12-8
新大阪ローズビル6F
https://www.label-bank.co.jp/
customer@label-bank.co.jp

ラベルバンク新聞 第195号

“分かりにくい食品表示を分かりやすく”
We make food labeling accessible for everyone.



食品表示基準が改正されました

2025年3月28日、「[食品表示基準の一部を改正する内閣府令](#)」が公布され、同日に施行されました。改正内容および経過措置については、1月の意見募集時の改正案から変更はありません。改正の概要は以下のとおりです。

- (1) 栄養強化目的で使用した食品添加物に係る表示免除規定の削除
(改正対象：第3条第1項、別表第4、24)
- (2) 栄養素等表示基準値等の改正
(改正対象：別表第9、10、12)
- (3) 個別品目ごとの表示ルールの見直し
(改正対象：※別表第3、4、5、19、20、22)※ただし調理冷凍食品は2026年4月1日施行

また通知（食品表示基準について、食品表示基準Q&Aについて）および「[食品期限表示の設定のためのガイドライン](#)」（食品表示基準Q&Aの別添として位置づけに変更）についても同日に改正されていますので、以下に主な改正内容を一部抜粋します。

「[食品表示基準について](#)」第38次改正より

令和7年4月1日改正後の栄養素等表示基準値に関する表示をする場合、従前の基準と区別するために、「[栄養素等表示基準値\(2025\)](#)」等、[日本人の食事摂取基準\(2025年版\)](#)を基にしていることが分かるような表示とすることが望ましい。

その他、「食物繊維」「ビタミンB群」に関連する測定方法等の改正がなされています。

「[食品表示基準Q&Aについて](#)」第20次改正より

(加工-75-2) [栄養強化の目的で添加物を使用した食品の表示については、添加物の使用だけではなく、当該栄養成分の量も消費者が自主的かつ合理的に食品を選択するために重要であることから、容器包装に当該栄養成分名を表示しない場合であっても、その量を表示することが望ましい。](#)(中略)

(加工-64) 1 香辛料及び香辛料エキスについては、食品表示基準第3条第1項の表の原材料名の項の規定により、既存添加物名簿(平成8年厚生省告示第120号)に掲げる添加物に該当するものを除き、その香辛料又は香辛料エキスの合算した重量が原材料全体に占める重量の割合の2%以下になる場合に限り、「香辛料」又は「混合香辛料」とのみ表示することができます。

なお、合算した重量が2%を超える場合は、それぞれ原材料に占める割合の高いものから順にその最も一般的な名称をもって表示するか、「香辛料」の次に括弧を付して、原材料に占める割合の高いものから順にその最も一般的な名称をもって表示することになります。ただし、「香辛料」でまとめて表示する場合には、原材料に占める割合の低いものから順に合算して、原材料全体に占める重量の割合が2%以下までの原材料については、「その他香辛料」と表示することができます。(中略)

香辛料のQ&Aについては、個別品目の表示ルール見直しに伴う運用変更の必要性により改正されています。その他、「ノンカフェイン」及び「ノンアルコール」は、食品表示基準第3条第3項に規定する栄養表示に該当しないこと、中間加工原材料を使用した場合の原材料名の表示方法について、最終製品を製造する「事業者の判断で使用した原材料を最も一般的な名称で表示すること、などの改正がなされています。

また「食品期限表示の設定のためのガイドライン」改正（「食品の特性等に応じた安全係数の設定」等）にあわせて、まだ食べることができる食品が廃棄されないように配慮するなど、関連するQ&Aも変更がなされました。表示方法の例として「賞味期限 2.5-9」「賞味期限 2.5 / 9」※（※全角「/」の前後に半角スペース）も追加されています。

各改正事項別の概要、経過措置については、「[食品表示基準改正案およびカシユーナッツ、ピスタチオについて](#)」(2月6日)のうち、「食品表示基準改正案」の箇所を参照してください。今回の改正はやや複雑といえますので、十分に確認しておかれるとよいでしょう。

(川合)

この記事はウェブでお読みいただけます。

下記のQRコードをスキャンしてアクセスください。



ミニコラム

シンガポール食品規制の新しい枠組み：
グルテンフリー新定義と国際基準の比較

2025年1月31日、「[食品（改正）規則2025](#)」が公示され、2026年1月30日に施行されます。本改正は食品表示ルールの更新を通じて、消費者保護と国際基準への適合を目指します。その一環として、シンガポール食品庁(SFA)は、「[包装食品の表示に関するコーデックス一般規格（CXS 1-1985）](#)」と「[グルテン不耐症の人向け特殊用途食品の使用に関する規格（CXS 118-1979）](#)」を参考にしました。『CXS 1-1985』は2024年版にて、含グルテン穀物の具体的な表示を求め、グルテンの明示を可能にしています。『CXS 118-1979』はセリアック病患者向けに「グルテンフリー」（20ppm以下）と「低グルテン」（20ppmを超え100ppm以下）を定義しています。セリアック病患者やグルテン過敏者のニーズに応じた製品が求められる中、誤表示リスクを防ぎ、消費者保護を強化します。

今回のグルテンフリーに関する改訂（[Regulation 250B](#)）の特徴

1. 天然グルテンフリー食品（naturally gluten-free food）の明確な定義の追加
2. 栄養代替の明確な要件
グルテンフリーまたは低グルテン食品が主要栄養源（炭水化物、たんぱく質、脂肪酸、ビタミン・ミネラルなど）を代替する場合、代替される食品とほぼ同量の栄養素を含む必要があります。
3. 厳格な表示規範
包装食品は、内容が該当する定義に完全に適合する場合を除き、「グルテンフリー（gluten-free）」、「天然グルテンフリー（naturally gluten free）」、「低グルテン（reduced gluten）」と表示できません。他の食品と混合包装の場合、表示は具体的な食品名の直前または直後に記載する必要があります。



4. 「特別栄養食品」用語の禁止

天然グルテンフリー食品は「特別栄養食品」や類似の語句を使用できません。

他国との比較

アメリカ（FDA）は「[グルテンフリー](#)」を20ppm未満と定義し表示は任意、EU（[Regulation（EU）No 828/2014](#)）は「グルテンフリー」（20ppm以下）と「低グルテン」（100ppm以下）を任意に規定し、オーストラリア/ニュージーランド（FSANZ）は「[グルテンフリー](#)」を検出不可なものに限定しオーツ麦および麦芽加工されたグルテンを含む穀物、またはその製品を禁止、[グルテン含有穀物は「グルテン」を明示](#)、[カナダ保健省（Health Canada）](#)は「グルテンフリー」を20ppm以下とし「低グルテン」は認めずグルテン含有成分を表示、いずれの国も位置要件や栄養規範はありません。

シンガポールは栄養代替要件、表示位置や混合包装の規範、天然グルテンフリーの定義を導入し、他国と比べ詳細かつ独自の枠組みを構築しています。この規制は消費者保護と市場透明性を高める一方、企業への適合負担や地域ニーズへの適応度が今後の課題となり、実効性は施行後の検証次第です。

（黄）



執筆書籍 好評発売中！



新訂2版

基礎からわかる

食品表示の法律・実務ガイドブック



新訂2版 基礎からわかる食品表示の法律・実務ガイドブック

著者：石川直基 的早剛由
株式会社ラベルバンク

出版社：第一法規株式会社

発刊日：2023年10月19日

価格：4,290円（本体：3,900円）

<https://www.label-bank.co.jp/column/book.html>



この記事はウェブで
お読みいただけます。

右のQRコードをスキャンし
てアクセスください。



今月のお気に入り言葉

八十八夜

（四字熟語）



Label bank

毎月1日発行

発行 株式会社ラベルバンク

〒532-0011

大阪市淀川区西中島 5-12-8

新大阪ローズビル 6F

WEBサイト：

<https://www.label-bank.co.jp/>

お問い合わせ：

customer@label-bank.co.jp

Tel. 03-6260-9540